

I はじめに

1 趣 旨

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条で、毎年その教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。本町教育委員会では法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様に信頼される教育行政の推進を図るため、「教育委員会の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施しております。

本町では教育基本法第 17 条の規定に基づき、令和 2 年度に「時津町教育振興基本計画」を策定し、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の基本計画を定めております。この点検・評価においては本計画に基づき実施された令和 3 年度の施策・事業に係るものを記載しております。

2 点検評価の対象

今回の点検・評価では、令和 3 年度の主な施策・事業を「教育委員会の活動状況」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進」、「学びを支える質の高い教育環境の整備」、「学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進」、「生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進」、「郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進」の 7 項目に分けて評価を行っています。

3 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、施策・事業の実施状況を明らかにするとともに、その成果や課題等を分析しています。計画どおりに実施できた施策・事業については、実施状況のみを記載し、特に成果が認められた施策・事業には、その旨記載しています。

また、施策・事業を実施する中で確認された課題や今後の必要な取組については、各諸項目の最後に記載しています。

なお、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方等外部の方々のご意見をお聞きする機会を設け、様々なご意見、ご助言をいただきました。

ご意見をいただいた方々のお名前は、次のとおりです。

(敬称略)

氏 名	経歴・所属等
畑中 大路	長崎大学大学院 教育学研究科 准教授
松尾 功子	長崎純心大学 人文学部 こども教育保育学科 准教授